

## 目 次

- 新病院長あいさつ
- 広汎性発達障害について
- 医療観察法病棟について・医療観察病棟準備室長あいさつ
- 新人看護師のメッセージ・看護の日のイベント
- 外来診療・交通のご案内

### 新病院長あいさつ

このたび、当センターの病院長に就任しました。私自身、平成7年から12年と20年から現在に至るまでの2回、当センターで精神医療に携わってきましたが、近年、精神医療の質と量の向上が強く求められていることを実感するとともに、病院長という重責に改めて身の引き締まる思いです。

さて、当センターは、地域医療機関や保健所等の関係機関との連携のもと、思春期精神障害、アルコール依存症等の精神障害の発生予防、治療および社会復帰までの一貫したサービスの提供を行う、県下の精神医療の拠点施設として活動してまいりました。一方、厚生労働省では平成25年度から実施する「医療計画」において、既存の4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に加えて、新たに精神疾患についても医療連携体制を構築することとされ、国として精神疾患への取組みの重要性をうたっています。

また、平成25年度には医療観察法に基づく病棟（以下医療観察病棟とする）を当センターに開設し、心神喪失等の状態で他害行為を行った方の円滑な社会復帰を行う計画です。これまで県内には医療観察病棟がないことから、県として一貫した医療サービスを提供できませんでした。このため、医療観察病棟の運営は当センターの重要な責務のひとつになると考えています。このように、精神医療・障害の分野を取り巻く情勢が著しく変化する中、当センターは、従来にも増して大きな役割を担うことが期待されています。

今後も職員一丸となり、県立病院としての公的課題と役割を担うべく、切磋琢磨していく所存でありますので、引き続き皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。



病院長 大井 健

## 広汎性発達障害について



広汎性発達障害は、基本症状として社会性の障害（対人関係の特異性）、コミュニケーションの障害、こだわりを特徴とします。

診断基準ではさらにアスペルガー障害と自閉性障害に分類されています。

具体的な症状については以下の通りです。

### (1) 社会性の障害

- 目と目で見つめ合う、顔の表情、体の姿勢、身振りなど多彩な非言語的コミュニケーションが、うまく使えない
- 仲間関係をつくることの失敗
- 興味のあるものを見せる、持って来る、指さしができない
- 喜怒哀楽を共有することができない

### (2) コミュニケーション障害

- 話し言葉の遅れ、または完全な欠如
- 会話ができる場合は、他人と会話を開始し継続することができない
- 繰り返し言葉や、言葉に独自の意味を持たせた会話
- 自発的なごっこ遊びや、社会性を持った物まね遊びがない

### (3) こだわり

- ミニカーを一行に並べて遊ぶなど、ワンパターンの興味だけに熱中する
- お皿に盛っているものは満腹であっても全部食べてしまい、あとで吐いたりするなどの行動
- 手や指をぱたぱたさせる、ねじ曲げるなどのワンパターンな振る舞い
- 扇風機が回るのを延々と飽きずに見ることなどに熱中する



このような特徴は、幼・小児期から現れることが多いのですが、適切な療育的指導を受けずに思春期にいたると、対人関係の問題からうつ状態や時には、精神病状態を合併することがあります。

# 精神医療センターでは医療観察病棟の整備をすすめています



当センターでは、平成 25 年秋の開棟を目途に、医療観察病棟の整備をすすめています。

今回から数回にわたり、医療観察病棟の整備計画や病棟運営、地域連携などについてご紹介します。

1 回目の今回は、医療観察制度の概要や病棟の整備計画をお伝えします。

## 医療観察制度とは

### ～精神に障害を持つ人の社会復帰を促進するための制度です～

医療観察制度とは、平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「医療観察法」と呼びます）に基づく制度です。

精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態（心神喪失又は心神耗弱の状態といいます）で、殺人、放火、傷害（重大なもの）といった重大な他害行為を行った人について、精神科の専門的な医療の提供や、社会的な調整を行うしくみを整えることなどにより再び不幸な事態が繰り返されないよう、司法、行政、医療・福祉機関が連携して、社会復帰を継続的に支援・促進することを目的としています。

医療観察法により、(1)入院や通院、退院などを適切に決定する手続き、(2)手厚い専門的な医療の提供、(3)地域社会における必要な医療やケアを提供する仕組みが整備されるようになりました。

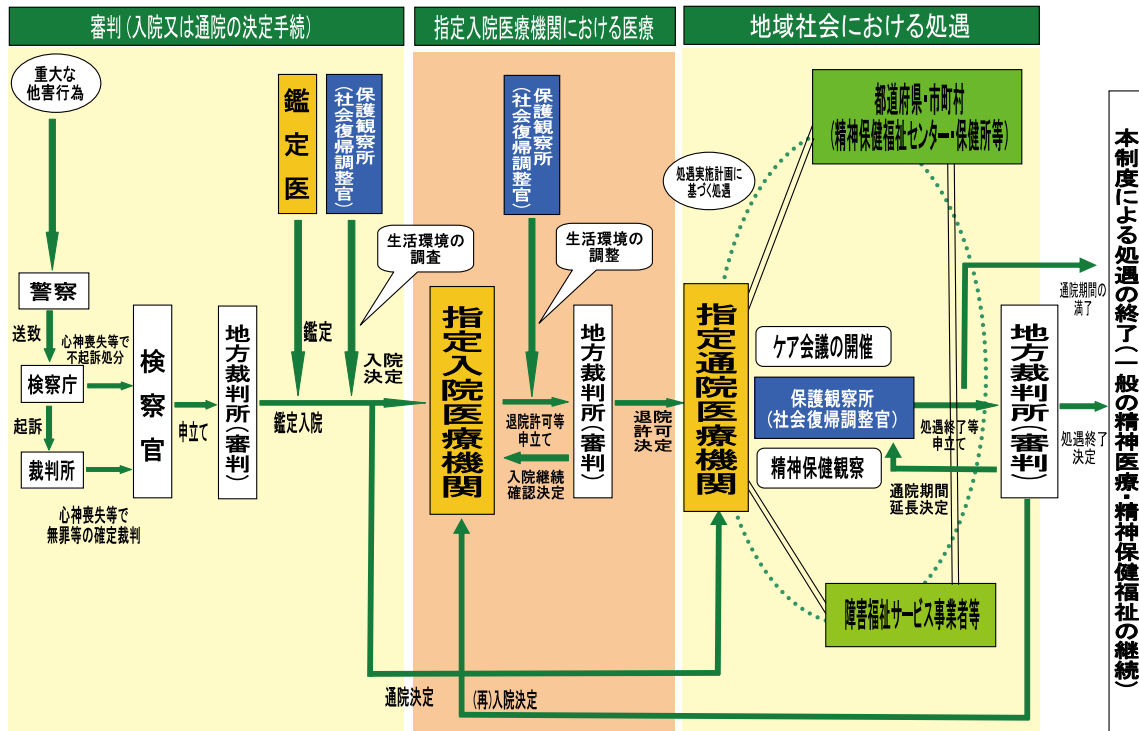


## 医療観察病棟とは

医療観察法の入院による医療を実施するため、指定入院医療機関として指定された病院に設置される専門病棟です。十分なスペースをとった明るく開放的な療養環境を実現するために、病室は全室個室で、診察室、集団精神療法室、作業療法室、食堂、面会室などが設置されます。

入院対象者の治療ステージに応じて急性期、回復期、社会復帰期ユニットと共用ユニットに分かれます。

# 心神喪失者等医療観察制度の概要



指定入院医療機関は入院医療を、指定通院医療機関は通院医療を提供する医療機関です。

滋賀県内には現在指定入院医療機関がなく、当センターに医療観察病棟を整備して、指定入院医療機関として指定を受けようとするものです。

指定通院医療機関は精神医療センターを含め、滋賀県内で現在9つの医療機関が指定されています。

## 指定入院医療機関による医療とは

入院決定を受けた対象者は、厚生労働大臣の指定する指定入院医療機関に入院して専門的な医療（入院医療）を受けなければなりません。

治療は医療観察病棟で行います。入院処遇ガイドラインでは標準的な治療期間として急性期3か月、回復期9か月、社会復帰期6か月の計1年6か月間の入院期間を想定しています。対象者に対して精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な治療が行われます。指定入院医療機関では診察、薬剤治療、医学的処置、療養上の管理・看護、移送等を行います。

さらに、社会復帰の促進等を図るために、保護観察所の社会復帰調整官による生活環境の調整が行われます。

## 精神医療センター内に医療観察病棟を整備する理由

本県では、指定通院医療機関として既に9つの病院・診療所がありますが、指定入院医療機関は整備されていません。これまで、本県の対象者は他府県の病棟で治療を受けてきましたが、様々な観点から総合的判断を行った精神保健福祉審議会での検討結果をふまえ、国からの要請を受けて、病棟を整備するものです。

医療観察法に定める指定入院医療機関の設置主体は、国、県、特定（地方）独立行政法人となっていますが、県内では当センターでしか医療観察病棟の整備ができません。

県民の皆様の中に、不幸にして重大な他害行為を行い、その背景に心神喪失などの精神疾患が原因とされる方がおられる以上、必要な医療提供による社会復帰の実現に向けた取組を行うことは、県立病院として当センターの役割であると考えています。

## 医療観察病棟開設準備室長あいさつ

昨年の東日本大震災で「心のケアチーム」が注目されたように、現代社会においてメンタルヘルス対策は重要な課題です。

医療計画においても、がん、脳卒中、急性心筋梗塞および糖尿病の4疾病に新たに精神疾患が追加され、滋賀県では平成25年度実施に向けて医療計画作成指針の見直しをすすめています。

そのような精神保健福祉施策において、医療観察法は次のような意味を持っています。

- ① 医療観察法において、その精神疾患の特性に応じ手厚い医療を入院、通院を通じて行い、実績を積み重ねることで、今後の精神医療の向上がのぞめます。
- ② 国が中心となり地域社会での受入を調整しつつ、各種サービスとの連携を保つことにより、精神障害者の社会復帰が促されます。
- ③ 医療観察法による医療により精神疾患が改善されるという認識が広がるとともに、精神疾患に対する国民の正しい理解が促されます。

県民の皆さんがいきいきと安心して暮らせるように県立病院として貢献していきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

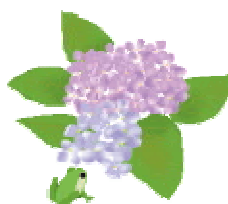


室長 苗村 光廣

## 施設外観図（イメージパース）



## 整備内容・工事概要・スケジュール



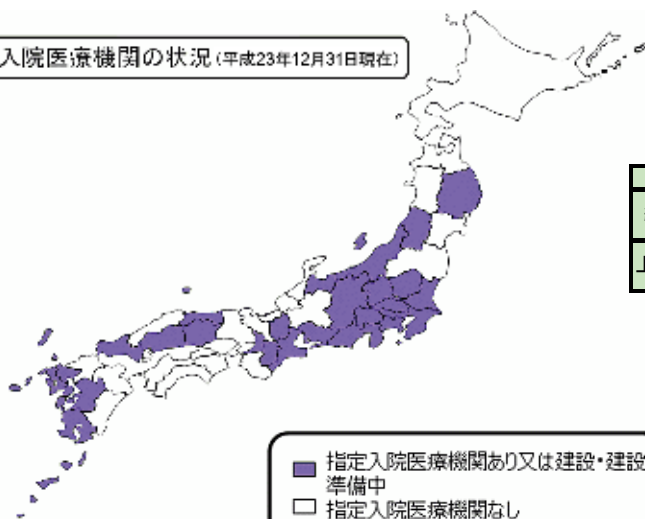
**整備内容：**医療観察法に基づく入院病棟の整備  
 （20床＋予備床3床）

**工事概要：**病棟 鉄筋コンクリート2階建 2,709㎡  
 既存施設一部移設・改修等、外構整備他

**スケジュール：**平成25年秋開棟予定

## 全国の指定入院医療機関整備状況

指定入院医療機関の状況（平成23年12月31日現在）



病床数の状況（平成24年3月31日現在）

	国関係	都道府県	計
総整備予定病床数	487 (15医療機関)	338 (17都道府県)	825
上記の内稼働病床数	478 (15医療機関)	198 (13都道府県)	676

※ 滋賀県病院事業庁調べ

※ 厚生労働省ホームページより

## 医療観察病棟に関する問い合わせ



医療観察病棟整備に関するご意見、お問い合わせは  
 滋賀県立精神医療センター 医療観察病棟開設準備室  
 電話 077-567-5008（直通）

## 新人看護師のメッセージ

平成24年4月1日付けで、当センターの看護部に新人看護師が7名採用になりました。入職時の思いを、ひと言ずつ紹介します。



不安も多くありましたが、頼もしい先輩や信頼しあえる同期に出会え、充実した日々を過ごしています。(Sさん)

毎日素敵な方々の中で多くの学びを得ています。この環境に感謝しながら、患者さんにより看護を提供できるように頑張りたいです。(Tさん)

この病院における実習で、先輩方の献身的なケアに感銘を受けました。私もそのチームの一員になれるよう日々頑張ります。(Hさん)

新人で不安も多いですが、先輩や同期の姿、助言から学び、患者さんに満足していただけるように頑張りたいと思います。(Nさん)



私は専門学校卒業後すぐに精神医療センターに就職しました。専門領域ということで不安もありましたが、新人研修も充実しており安心して働ける環境だと感じています。(Kさん)



精神医療センターの看護師の一員として一人前に働けるよう、素敵な同期の皆さん、先輩方と一緒に頑張りたいと思います。(Sさん)

私は大学卒業後すぐに精神医療センターに入職しました。丁寧に研修していただき、不安もありますが病棟に入るのが楽しみです。(Hさん)



## 看護の日のイベント

看護師として先駆的に活躍したフローレンス・ナイチンゲールの誕生日が、「看護の日」として制定され、「看護の心をみんなの心に」をテーマに、毎年各地の医療機関でさまざまな取り組みが催されています。

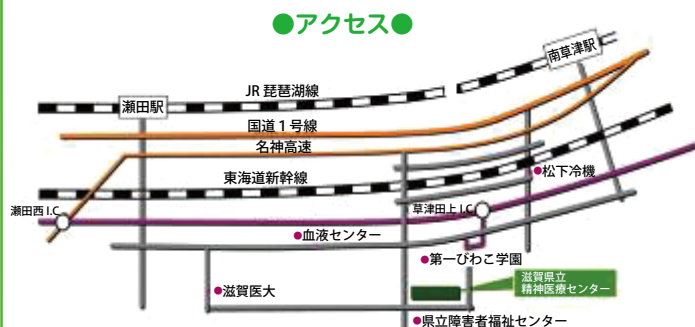


当センターでは、5月11日の金曜日において薬剤師による「お薬手帳の使い方」や、管理栄養士による「季節の食材を使った献立について」などの相談コーナーと、血圧や体脂肪、握力などの測定コーナーを設けました。参加された方からは、「今後もこうしたコーナーがあったらいいな」などの声が聞かれました。



また、期間中は入院中の患者さんやディケア通所中の皆さんの作品展覧を行いました。5月12日の昼食は、恒例の「松花堂弁当」で患者さんにとっても好評でした。

## 交通のご案内



### JR 瀬田 駅から

- バス(滋賀医大方面行き)
  - ◆ 大学病院前下車 徒歩 10分
  - ◆ 歯科技工士専門学校前下車 徒歩 5分
- タクシー 約 15分

### JR 南草津 駅から

- バス(草津養護学校行き)
  - 総合福祉センター前下車 徒歩 1分
- タクシー 約 10分

### 自動車

新名神高速道路  
草津・田上 IC から約 5分

## 外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

外来受付：午前 8 時 30 分～11 時 00 分（予約制）

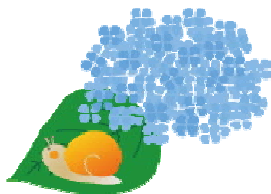
休診日：土・日・祝祭日・年末年始

	月	火	水	木	金
一般外来・内科	○	○	○	○	○
思春期専門外来		○		○	
アルコール専門外来			○		○

※原則 予約制 です。事前にお電話で予約をお取り下さい。

予約受付時間：診察日の 13 時 00 分～16 時 30 分

予約専用電話：077-567-5023（外来）



※ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.shiga.jp/e/seishin/>

### 滋賀県立精神医療センター

〒525-0072 滋賀県草津市笠山 8 丁目 4 番 25 号

TEL:077(567)5001/FAX:077(567)5033

